

志摩市阿児特産物開発センターを利用してみませんか？

○志摩市阿児特産物開発センターとは？

志摩市阿児特産物開発センターは阿児町神明にあり、特産物の開発をするための施設です！
地域の農水産物を利用した加工体験などの実習の場として、加工室をご利用いただくことができます。
(※土・日・祝日のご利用は要相談となります。)

☆こんなことに使用できます！

- ・グループでジャム・ジュース等の体験教室もできます。
- ・自分で収穫した果物や野菜について試験的に加工してみたい場合等にも利用できます。

【注意点】

- ①使用する加工室は、利用内容により当センターで決定することがあります。
- ②運営上支障があるとき等は、ご利用をお断りすることもあります。
- ③試験的に加工した生産物については、自己消費していただくことになり、販売することができません。



【施設外観】



【第4加工室】



【第5加工室】



【講習会の様子】

《本センターで行っている事業について》

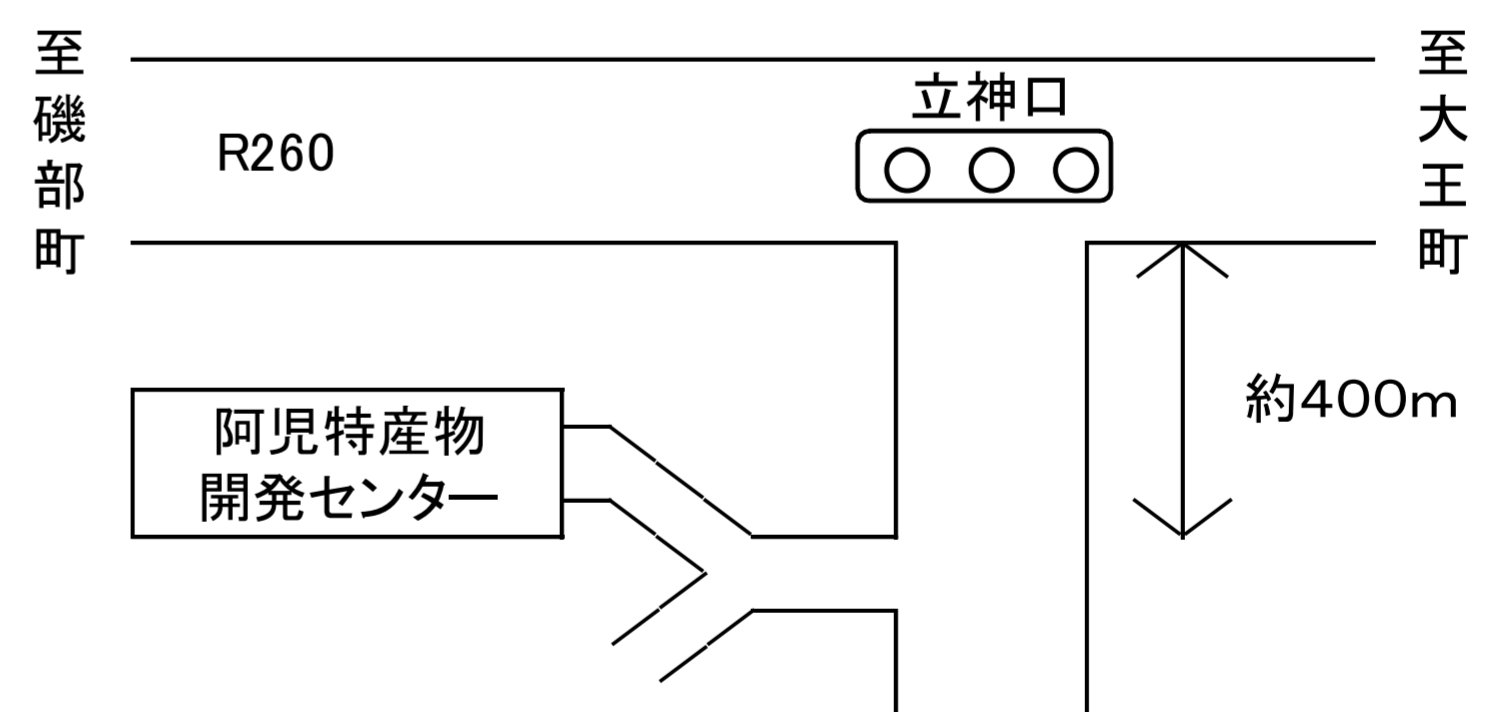
本センターでは、志摩市の特産品を使ったジャム、ジュース、アイスを製品化し、販売を行っています。市内のスーパーやホームページから注文することができます！

☆ジャム(7種類):【いちご(レッドパール)、ブルーベリー、キウイ、きんかんマーマレード、梅、フェイジョア、きんこ】

☆ジュース(5種類):【しそ、きんかん、いちご、うめ、夏みかん】

☆アイス(10種類):【メロン(南張メロン)、いちご(レッドパール)、ブルーベリー、あおさ、伊勢えび、きんこ、お茶(越賀茶)、きんかん、梅、キウイ】

【位置図】



＜施設利用にかかる申し込み方法＞

- ①施設利用のお問い合わせ時に加工室の空き状況を市農林課または本センターに電話で確認してください。
 - ②施設利用の日程調整後に市農林課又は本センターに備え付けてある利用申請書をご提出ください。
- ※申請後1週間程度で「施設利用許可証」を発行し、お渡しいたします。

＜施設を使用する場合の使用料について＞

- 第1加工室:1時間当たり300円
- 第2加工室:1時間当たり400円
- 第3加工室:1時間当たり400円
- 第4加工室:1時間当たり500円
- 第5加工室:1時間当たり500円

使用をするにあたり

- ①本センターの資材及び材料の購入については、実費とする。
- ②講師が必要な場合の講師料については、実費とする。
- ③1時間に満たない時間は、1時間とする。
- ④光熱水費、器具等使用料を含むものとする。

【※志摩市阿児特産物開発センターの設置及び管理に関する条例より抜粋】

志摩市阿児特産物開発センター

〒517-0502
志摩市阿児町神明2034番地
TEL:0599-43-4799
FAX:0599-46-1132
E-mail:ago-toku@abeam.ocn.ne.jp

志摩市産業振興部農林課

〒517-0592
志摩市阿児町鵜方3098番地22
TEL:0599-44-0288
FAX:0599-44-5262
E-mail:norin@city.shima.lg.jp
ホームページ:<http://www.city.shima.mie.jp/>